

儲かる小規模事業者の 得する計画策定術

～事業計画策定セミナー～



経営計画を策定したことがない事業者の方を対象に
「経営力向上計画」申請を前提としたセミナーを開催します。

経営力向上
計画申請対応

日程

平成30年 **7月26日(木)** 13時30分～17時00分
＜第1部 13時30分～15時、第2部 15時～17時＞

場所

備前商工会館4階 研修室 (備前市東片上230)

対象

小規模事業者 (常時使用する従業員数が20人 (卸売・小売・サービス業は5人) 以下)

定員

20名 (定員になり次第締切)

講師

藤井 正徳 氏 (中小企業診断士)

受講料
無料



講師プロフィール

山口県萩市出身。神戸大学経済学部を卒業後、大手損害保険会社に入社。岡山で4年間の営業経験を積んだ後に、東京本社営業推進・経営企画部門で12年間勤務。研修講師を定期的に務め、延べ1,600人以上を指導。

平成27年に中小企業診断士として独立。年間延べ500社以上の経営相談に対応しながら、製造業・小売業・介護事業・建設業・飲食店等、幅広い業種の経営改善プロジェクトや経営革新で実績をあげる。平成29年に一般社団法人岡山県中小企業診断士会 執行役員に就任。

セミナー内容

講義 経営計画の必要性や使い方を理解する。経営力向上計画の概要を知る。

- 第1部
- なぜ、小規模事業者に経営計画が必要か？
 - 経営計画で得をする!? 「公的支援制度」の概要 (経営力向上・経営革新・経営改善等)
 - 「経営力向上計画」の概要 (税制メリット・資金調達・補助金加点等)
 - 「経営力向上計画」の申請書の書き方

演習 経営力向上計画の申請に向けて申請書作成に実際に挑戦する。

- 第2部
- 作成演習① 基本項目
 - 作成演習② 事業環境分析 (顧客・市場の動向、競合の動向)
 - 作成演習③ アクションプランと財務計画策定
 - 申請手続きについて

「経営力向上計画」の認定を受けるとこんなメリットがあります！

- ①取得した設備の固定資産税が3年間半額になる
- ②設備投資にかかった費用を即時償却 (または取得価額の10%の税額控除) できる
- ③「小規模事業者持続化補助金」「ものづくり補助金」で加点を受けることができる